



資産税が取られておるのであります。この点につきましては、どういふふうになつておるのですか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 私実は今ちよつと資料の詳しいのを持つておりませんが、先般まではさうであつたのであります。今年になりましてからいろいろ大蔵省の主務局と交渉いたしました結果、我々の主務局としております中小企業の協同組合の共同施設につきましても地方税の固定資産税を減免することができるよう大蔵省で修正することになりまして、今度の国会へ上程されておるはずであります。詳しいことは条文その他を詳しく調べまして、後刻お届けいたすことになつております。

○西川彌平治君 さうあつて欲しいのであります。実は現在におきまして、この問題が地方におきましてはつきり出ておるのでありますから、どうかさういふふう折角中小企業の共同施設に対し、県並びに国が補助をいたしておりますものが、一方におきましては、農業関係におきましてものに対しては税の対象にならない、それを中小企業のほうに對してなるといふようなことは偏頗な処置でありますから、是非さういふ一つお願いを申し上げておきます。

いま一つ私申し上げたいと思ひます。実は各地に頒發をいたしております大工場の破産とでも申しますか、不渡手形の濫発によりまして、破産のような状態になつて大工場が整備をされておるのであります。会社更生法というものによつて財産の保全命令が出

て、そして整備をやつておるようになり、聞いているのであります。私残念ながらその保全を、この会社更生法という法律の内容をよく存じておられるので、私の申し上げることがはつきりところだとお申上げられないのであります。その保全命令が出ておりました、従業員、いわゆる工員の賃金に對しましては、これは全然保全をされておりました。許可がなくとも賃金だけの支払は完全にできておるようでありまして、下請とも申しますか、全く工賃請負をやつておる、殆んど賃金に等しいものにしてしましても保全命令が出ておることになりまして、賃金の支払が認可を得なければならぬというふうなことを得なければならぬというふうなことになつておるようでありまして、これは實際問題といたしましては、全く工賃の請負をやつておるものでありますから、工場直接の工賃と同じようになり、もう少し認可許可を得なくとも払えるような方法をとつて頂きたい。このうふうに思つておるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(古池信三君) 只今の会社更生法に基く諸般の措置に關しましては、只今ここに資料を持つておられますので、十分に取調べをいたしまして、只今の御要望のような趣旨に副うように私どもとしても努力をいたしたいと思います。

○西川彌平治君 どうぞお願いいたします。

○政府委員(古池信三君) なお先ほどお話のありました中小企業の協同組合の共同施設につきましては、全くお願の通りに私も考えております。農業協同組合関係の施設の固定資産税につき

ましては、大分前から各国会ごとに相当問題になつて、だん／＼とその免脱になる設備が殖えて来ておるようになり、承知しておりますが、中小企業の協同組合の場合も余り今まで問題になることも少なかつたように思つておるものであります。これは是非とも農業協同組合と歩調を合せて、共同施設については免脱の措置をとるべきものと考へますので、その点も御趣旨に副うようになり、我々今後努力をいたしたいと存じておりますので、さう御了承願ひいたします。

○西川彌平治君 大蔵省有難いお言葉であります。最近の中小企業に對する共同施設も数千万円に上るようになり、施設をしておるところもございまして、御努力願ひしたいと思います。

○委員長代理(小林英三君) それでは皆様にお諮りいたしますが、先ほど申上げました輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、当局がまだ来ておりませんから、その間中小企業金融公庫法案につきまして質疑を続行いたしたいと思います。

○藤田進君 議事進行についてですが、先ほど中川委員長には連絡をいたしまして了解を得ていたのですが、連合審査に關する動議を出したいと思つておるのです。今の中小企業信用保険法の後にしてもらいたたいということでありましたので留保しております。よろしくお願ひいたします。

○委員長代理(小林英三君) 私が申上げましたのは、政府当局が参ります間、便宜上中小企業金融公庫法案につきましての質疑を頂戴したい、このうことを申上げたのですが、ちよつと

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 私の見誤りであつたかも知れませんが、何か大幅に引下げるとか出ておつたのですが、何かさういふことは論議してあります。私は大蔵省と折衝して見たと

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) これはい

○委員長(中川以良君) それでは速記を始めて、只今より輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして審議をいたします。本日は御質疑を一つお願いいたします。なお念のため申上げておきますが、この法律案は昨日衆議院におきまして本会議に上程され通過をいたしております。御質疑はございせんか……私からちよつとお尋ねいたしますが、今日の新聞を見ると、今度の予算を修正するに伴つて保険料を下げるようなことが書いてありましたが、それはどういふふうになつておるのですか。

○政府委員(松尾壽一君) 保険料の引下げでございますが、大体今認められておる予算の範囲内においてやることは大蔵省と絶えずやつておるわけでありまして、予算のほうの修正までをして行くという程度までまだ考えておりません。大体基金もかなりございまして、いろいろの支出収入の關係からいたしまして、若干引下げの余地があるのではないかと、我々の考え方から大蔵省と折衝しておるといふ段階でございます。

○委員長(中川以良君) 私の見誤りであつたかも知れませんが、何か大幅に引下げるとか出ておつたのですが、何かさういふことは論議してあります。私は大蔵省と折衝して見たと

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

○政府委員(松尾壽一君) 大体大丈夫だと考えております。

○海野三郎君 保険法の一部を改正する法律案の八頁の所の二行目に「前日までの利息を控除した残額」ところありましたが、この利息はどのくらいに勘定しておられるのであります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案の八頁……

○政府委員(松尾壽一君) 先般も御

○委員長(中川以良君) 基金の關係は利子の四十銭を八銭、十銭等に引下げましては大丈夫なものであります。

わゆる乙種保険と申しますか、いわゆるプラント輸出に伴う保険金の回収金の納付に關連する規定であります。この場合の利息というのは、別段特別の利息でございませんで、それ、銀行とそれからそういうプラント輸出をした商社と間のコンマシーヤル・ペーシスに基く金利でありまして、普通こういふ延べ払の場合におきましては、商社と銀行の間でその金利をきめておきます。これが例えば輸出銀行の中に入ります場合にございましては、若干金利は低くなつておりますが、現在一般的に輸出銀行の金利は五分になつておりますが、市中銀行のほうはそれよりも若干高いかと思ひますが、ここで申しております利息というのは、銀行とそれから業者との間でいわゆるコンマシーヤル・ペーシスできめておられる利息を言つておられるわけでありませんで、特別の利息を考へておられるわけではないのであります。

○海野三郎君 この利息は日歩どれくらいになつておられる利息なんでしょうか。  
○政府委員(松尾泰一君) これはプラント輸出の場合でございますので、大体今のところ日歩二銭前後ではなからうかと思つております。

○海野三郎君 この法律案に直接關係は薄いかも知れませんが、この金利の高いということは各方面で今非常に問題になつておるのであります。その金利なぞ如何ようにこれはお考えになつて……その金利は考へず、ただ法律案を御提出になつたのでありませうか。金利について何か御所見がございませんでか。

○政府委員(松尾泰一君) 輸出の振興に當りまして金利の引下げが非常に必要であるということは御指摘の通りであります。現在は輸出金融といたしまして特別な買手制度というものを實施されております。先方から信用状が参りました場合に、これを、買手を日銀の再割適格手形にいたしましたして、現在では業者負担が六分九厘になる金利が設定されております。これも一般の国内の市中金利と比べますと非常に優遇された金利になつておられるわけでありませんで、なおプラント類につきましては、主として輸出銀行のほうから金融を願うことになつております。この場合は今五分になつております。そういうふうな基金につきましては、現在買手金利として六分九厘或いは又輸出銀行の金利として五分というふうな一般の国内の市中金利よりはかなり低くなつておるのであります。できれば我々事務當局の者といつたしましては、もう少し引下げができないものだろうかといふことを當々大蔵省とも相談を申しておられるわけでありませんで、何分急に結論を得ることは非常に困難でございますが、輸出入銀行の金利は主として國家資金によるものでありますので、或る程度引下げの余地があるのではなからうかといふことで、我々は今強く大蔵省とも話し合ひをしておりませんで、できれば四分程度にまで引下げをしてもらいたいといふような話し合ひをしておるのであります。一般の買手金融につきましては、これは一般の国内の市中金利との均衡もありまして、いろいろむずかしい問題があるようでありませんで、我々事務的な案として金利補給をするといふふうなものを考へたりはいたしたわけでございます。

○政府委員(松尾泰一君) 輸出の振興に當りまして金利の引下げが非常に必要であるということは御指摘の通りであります。現在は輸出金融といたしまして特別な買手制度というものを實施されております。先方から信用状が参りました場合に、これを、買手を日銀の再割適格手形にいたしましたして、現在では業者負担が六分九厘になる金利が設定されております。これも一般の国内の市中金利と比べますと非常に優遇された金利になつておられるわけでありませんで、なおプラント類につきましては、主として輸出銀行のほうから金融を願うことになつております。この場合は今五分になつております。そういうふうな基金につきましては、現在買手金利として六分九厘或いは又輸出銀行の金利として五分というふうな一般の国内の市中金利よりはかなり低くなつておるのであります。できれば我々事務當局の者といつたしましては、もう少し引下げができないものだろうかといふことを當々大蔵省とも相談を申しておられるわけでありませんで、何分急に結論を得ることは非常に困難でございますが、輸出入銀行の金利は主として國家資金によるものでありますので、或る程度引下げの余地があるのではなからうかといふことで、我々は今強く大蔵省とも話し合ひをしておりませんで、できれば四分程度にまで引下げをしてもらいたいといふような話し合ひをしておるのであります。一般の買手金融につきましては、これは一般の国内の市中金利との均衡もありまして、いろいろむずかしい問題があるようでありませんで、我々事務的な案として金利補給をするといふふうなものを考へたりはいたしたわけでございます。

○政府委員(松尾泰一君) 輸出の振興に當りまして金利の引下げが非常に必要であるということは御指摘の通りであります。現在は輸出金融といたしまして特別な買手制度というものを實施されております。先方から信用状が参りました場合に、これを、買手を日銀の再割適格手形にいたしましたして、現在では業者負担が六分九厘になる金利が設定されております。これも一般の国内の市中金利と比べますと非常に優遇された金利になつておられるわけでありませんで、なおプラント類につきましては、主として輸出銀行のほうから金融を願うことになつております。この場合は今五分になつております。そういうふうな基金につきましては、現在買手金利として六分九厘或いは又輸出銀行の金利として五分というふうな一般の国内の市中金利よりはかなり低くなつておるのであります。できれば我々事務當局の者といつたしましては、もう少し引下げができないものだろうかといふことを當々大蔵省とも相談を申しておられるわけでありませんで、何分急に結論を得ることは非常に困難でございますが、輸出入銀行の金利は主として國家資金によるものでありますので、或る程度引下げの余地があるのではなからうかといふことで、我々は今強く大蔵省とも話し合ひをしておりませんで、できれば四分程度にまで引下げをしてもらいたいといふような話し合ひをしておるのであります。一般の買手金融につきましては、これは一般の国内の市中金利との均衡もありまして、いろいろむずかしい問題があるようでありませんで、我々事務的な案として金利補給をするといふふうなものを考へたりはいたしたわけでございます。

○海野三郎君 只今の五分というのは年五分でありますか。  
○政府委員(松尾泰一君) さようでございます。

○海野三郎君 この日本のあらゆる方面、造船にいたしましても或いは中小工業のほうにおきましても、この金利が非常に高いので、実に巧妙なこの金利の取扱と申しますか、金利によつて儲けたものを皆取扱されつあるのが今の日本の現状であらうと思ひます。この法案をこれから先実行されるに當つても、十分この金利の引下げといふことは、日本のあらゆる面において重大であると思はれるのでありませんで、この点についても政府当局におかれましては十分御注意をして頂きたい。十二分な注意をして頂かないと、今の日本の工業が銀行の利息払いで潰れてしまふといふふうに私は思ひますので、あらゆる方面に金利が日本では私わけておられますので、どうぞその辺に十分御留意願ひしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員(中川以良君) 五条の十と十一につきましても、なか／＼法文の解釈がむずかしいので、特に資料を出してもらつておきますので、この提出の資料に基いて一つ御説明を願ひます。

○政府委員(松尾泰一君) 第五条の十、それから第五条の十一につきましても簡単に申上げまして、あとでお配り申しております資料について詳細な説明を申上げたいと思ひます。この第五条の十はちよつと法文を御覧願ひたいのであります。が、保険金の支払を受け

た為替銀行がどういふふうな措置をとるべきかといふことを書いておられます。が「保険金の支払を受けた外国為替銀行は、第五条の七第二項の保險關係が成立した為替手形」といふことは、要するに保險がつけてある為替手形といふ意味であります。保險のついておる為替手形について、手形上の権利の行使、括弧を一応取除いて申上げますと、手形上の権利の行使をなさぬ、又「附屬貨物の処分その他附屬貨物に關する権利の行使に努めなければならぬ」、こゝういふ考へであります。これは普通保險金の支払を為替銀行が政府から受けますと、先の第五条の八にありますが、百分の八十の保險金が政府からもらえるわけでありませんで、この保險金、要するに八〇%もらつた場合に於いては、普通の場合におきましては、その八割分について手形上の権利が政府に歸屬するといふのが普通の場合にはあるわけでありませんで、それをこの場合は、保險金を為替銀行が受けてもそれを代位せず、代位の代りになお為替銀行が代金の取立て義務を行使してもらいたいといふのが第一項の規定であります。手形上の権利の行使と申しますと、實際貨物が向うに行つたところが、向うの荷受人がそれを引受けないといふ場合には、結局こつちの荷物を積出した者即ち手形上では振出人になるわけでありませんで、又現地におきまして手形を現地のバイヤーが引受けたといふ場合には、その手形の引受人が相手方になるわけでありませんで、つまり振出人とか或いは手形の引受人に対して権利行使をしまして取立てを先ずやるわけでありませんで、なお貨物が存在する場合にお

きましては、こちらに貨物がある場合もありませんし、或いは向うに貨物を渡してしまつておるといふ場合もあらうかと思ひますが、その場合におきましてはその貨物を適當に処分をして代金の回収に努める。或いはその他附屬貨物に關する権利と申しますのは、或いは誤つて他人が貨物を取戻しておるといふような場合には、その人に対して賠償の請求をいたしたり或いは又それに保險金が、いわゆる火災保險等の保險がついておるといふ場合には、その保險金を請求したりするやうな権利の行使に努めなければならぬことを第一項に規定しておられるわけでありませんで、第二項におきましては、保險金の支払を受けた外国為替銀行は結局不渡りに、その手形が不渡りになることについて「荷為替手形の振出人の責に歸すべき事由がない場合」、これは契約を誠実に履行しておられる場合には、振出人の責に歸すべき理由がないのでありませんで、契約を、實際非常に變な荷物を入れたとか數量が足りないといふような場合には、これは責に歸すべき場合でありませんで、普通客觀的に見まして、誠実に契約を履行しておるといふやうな場合におきましては、振出人には責任がないわけでありませんで、さういふ場合におきましては、支払を受けた保險金の額に相當する額と申しますと、結局八割だけ政府から保險金を為替銀行がもらつておられるわけでありませんで、その八割に相當する金額については、第一項で申しましたやうな請求権を行使してはならないといふことを規定しておられるわけでありませんで、即ち保險金の支払を受けた為替銀行は、原則として

は手形上の権利の行使をいたすわけでありませんが、その不渡りになつたことについて、手形の振出人の責に帰すべき理由がない場合には、その八割分については遡求権を行使してはならないという考え方があります。従つて残余の二割につきましても遡求権を行使しなければならぬという反対解釈になるわけでありませぬ。

それから第五条の十一は回収金の納付、その遡求権を行使して金が返つて来た場合、政府と銀行との間の金の配分のやり方を規定しておるのであります。保険金の支払を受けた後、即ち保険金の支払の請求を政府にいたしました後に回収した金額、回収したと申しますと、第五条の十で申し上げましたように、附属の貨物を処分して金が返つて来る場合もありませぬし、或いは手形の引受人に請求することによつて金が返つて来る場合もありませぬし、或いは振出人に対して遡求することによつて返つて来る場合もありませぬし、その回収した金額、その次の括弧は一応後に御説明申し上げることによつて、さういふにして「回収した金額から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならぬ。」この「満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息」と申しますのは、要するに手形が満期になりました、そこで不渡りになつた、それから一カ月以内を為替銀行としては、政府に保険金の支払の請求をいたすわけでありませぬ。

請求が政府にされますと、それから又一カ月以内に政府が保険金の支払をいたすわけでありませぬ。従つてこういう資金を回収した場合に、一応最高限として二カ月プランクが出ますので、その二カ月の利息を銀行がこの回収した金額から一応差引きまして、そしてその残つた額をいよいよ八割と二割の割合で政府と銀行にまゐるとなつてあります。その「残額に対する割合を乗じて得た金額」というのは、実は八割ということでありませぬ。その八割を政府に納付しなければならぬというのであります。従いましてこの残余の二割は銀行が取得することになるわけでありませぬ。今括弧を除いて御説明申しましたのは、いよいよこの「手形の振出人の責に帰すべき事由」があつた場合におきましては、金額遡求いたします場合には今申しましたふりになるわけでありませぬ。ところが第五条の十の第二項におきましてその「手形の振出人の責に帰すべき事由がない場合」におきましては、結局八割は政府から保険金をもらいますので、その分を遡求してはいかんとおぼしめて、その分を遡求してはいかんとおぼしめて、従つて二割だけを遡求するということになるわけでありませぬ。従いまして括弧内におきましては「前条第二項に規定する場合に遡求権を行使して回収した金額」と申しますのは、言い換えて見れば、八割は遡求権を行使をいたさないうといふ関係上、結局二割が遡求権を行使して回収した金額ということになるわけでありませぬ。従いまして「手形の振出人の責に帰すべき事由がない場合」におきましては、先ず回収した金額から二割を当然銀行としては回収す

べき金額でありませぬので、その二割を天引をして置いて、その残りから又、保険金の支払を受けた日の前日までの利息は当然銀行としてはとるべき金額でありますから、それを除いたあとの純粋の残りの分の八割を政府に納付しなければならぬ、こういうことでありませぬ。従つてこの第五条の十一と申しますのは、さういふ「責に帰すべき事由のある場合」と、それから「責に帰すべき事由のない場合」と、そのない場合が括弧内に該当するわけでありませぬ。その両方を併せて規定をいたしたものであります。少しわかりにくいかろうかと思ひますが、大体今申し上げましたようなことなんであります。なおそれを図解によりまして御説明を申し上げますと思ひますが、輸出保険課長からこの説明を申し上げます。

○説明員(武蔵和雄君) お手許に表をお配りしてありますが、これにつきまして概略を申し上げますが、先ずここで最初に例を一つ設けて、この例では不渡り百万円と仮にいたしまして、その百万円について満期日後五日目に二十万円だけ相手方から払う、そのままとおぼしめて来ない場合を一応考えまして、一月目の三十日たちましました日に、銀行が保険金の請求をする。更に三十日たちましましたから政府が保険金を払う。然るに保険金を払ひまして七十日目に、銀行は残余の損失について振出人に遡求をした。然るに百日目になつてから引受人から残額の一部について弁済があつた、さういふ例を仮に掲げて御説明を申し上げます。なおこの法律では手形の種類が二通りございまして、DA手形とDP手形の二通りあります。DA手形と申しますのは、手形

を向うに送りまして、相手国のバイヤーが引受をいたしまして、引受だけで荷物を引取るというのがDAでございます。DP手形と申しますのは、現金の支払と引換に荷物を渡す、これがDPであります。ここではDA手形の、荷物を渡してしまつて金が入らないという場合について御説明を申し上げます。更にこれには延滞利息の計算が入りますが、これは非常に複雑でありますので省略させていただきます。それからその次に表がございまして、以上の文章を御覧いたしましたものでございませぬ。先ず手形の満期日を仮に八月一日といたしまして、その日に不渡りが百万円あつた。ところが五日目に二十万円だけ相手方が送つて来た。満期後の支払として八月五日に二十万円の回収があつた。八月の三十日になりました銀行は保険金の請求をいたしますが、その場合に保険金請求の基礎になりますのは、不渡り手形の百万円から満期後に回収いたしました二十万円を差引いた八十万円が銀行の損失であります。その八十万円を法律では第五条の九に規定する残額という表現で呼んでいませぬ。この八十万円に対してしましてその八割を政府に対して請求いたします。で三十日たちましましたから、ここでは一応三十日の期間を置きまして、政府から保険金の支払があるということにいたしまして、八月の三十日に請求通り六十四万円の保険金の支払があつた。更に十日たちましましたから残額の十六万円について振出人に遡求するということにいたしました。さういふことで銀行の損失が、一応保険金支払の六十四万と遡求による回収の十六万円で八十万円は消えますが、これを回収に努めた結

果、引受人から更に三十日してから五十万円だけ送つて来たという場合であります。そこでその下の説明に入りませぬが、先ず保険金の計算の方法であります。第五条の九の規定によりまして、満期において支払を受けることができなかつた金額が、これが百万円でございますが、それから同条の各号に掲げてある回収金額を、ここでは満期後の支払として二十万円だけを挙げておきます。これを控除いたしました残額の百分の八十をかけて保険金を算出したいたします。従いましてその算式にありませぬように、八十万円に八割をかけて六十四万円になる。そこで次に振出人に対して遡求をするわけでありませぬ。つまり銀行は八割の六十四万円しか保険金をもらつておりませぬので、残額について遡求をするわけでありませぬが、法律の先ほどの規定によりまして振出人が無責の場合に、無責の場合と申しますのは、例えば粗悪品を売つた場合に手形が不渡りになつたという場合でなしに、誠実に義務を履行したにもかかわらず相手方が払わないという場合には、この五条の十の規定がありませぬ。支払を受けた保険金の額に相当する金額について遡求権を行使してはならない。さういふことになつておりますので、銀行は振出人に対して八十万円から六十四万円を差引いた十六万円だけの遡求ができる、さういふことになつた。それから更に回収金の納付であります。保険金の支払を受けた銀行は、第五条の十の第一項の規定によりまして回収に努めなければならぬ。回収に努めた結果、回収した金額がございませぬ。第五条の十一の規定によりまして政府に納付い

果、引受人から更に三十日してから五十万円だけ送つて来たという場合であります。そこでその下の説明に入りませぬが、先ず保険金の計算の方法であります。第五条の九の規定によりまして、満期において支払を受けることができなかつた金額が、これが百万円でございますが、それから同条の各号に掲げてある回収金額を、ここでは満期後の支払として二十万円だけを挙げておきます。これを控除いたしました残額の百分の八十をかけて保険金を算出したいたします。従いましてその算式にありませぬように、八十万円に八割をかけて六十四万円になる。そこで次に振出人に対して遡求をするわけでありませぬ。つまり銀行は八割の六十四万円しか保険金をもらつておりませぬので、残額について遡求をするわけでありませぬが、法律の先ほどの規定によりまして振出人が無責の場合に、無責の場合と申しますのは、例えば粗悪品を売つた場合に手形が不渡りになつたという場合でなしに、誠実に義務を履行したにもかかわらず相手方が払わないという場合には、この五条の十の規定がありませぬ。支払を受けた保険金の額に相当する金額について遡求権を行使してはならない。さういふことになつておりますので、銀行は振出人に対して八十万円から六十四万円を差引いた十六万円だけの遡求ができる、さういふことになつた。それから更に回収金の納付であります。保険金の支払を受けた銀行は、第五条の十の第一項の規定によりまして回収に努めなければならぬ。回収に努めた結果、回収した金額がございませぬ。第五条の十一の規定によりまして政府に納付い

たすのでありますが、本例で見ますと、振出人に遡求して回収した金額は、先ほどのように十六万円であり、それから引受人からの支払は五十万円あつたわけであり、ところが先ほどの五条の十一の括弧書きで、振出人に対する遡求分は除くとありますので計算の仕方といたしましては、先ず回収金が遡求の十六万円と、相手方の支払の五十万円と、その合計額が回収金でありまして、それから十六万円を引きて、この五条の九に規定する残額と、支払を受けた保険金の額との割合、ここで申しますと八〇対六四の割合をかけた四十万円になります。従いましてこの例で申しますと、政府には四十万円だけ返せばいいということになり、さういふ計算をいたしました結果、結果においてはどうかと申しますと、以上の結果として説明をさせていただきますが、政府は当初六十四万円の保険金を支払い、先ほどの計算で四十万円を返した、差引保険金の支払額は二十四万円になります。

次に銀行は満期後保険金請求までの回収金が二十万円ありました。政府からの保険金の支払が六十四万円であり、遡求による回収が十六万円あります。これで合計百万円になります。銀行の損失は零であります。それから振出人は当初遡求を受けて十六万円を支払いましたが、後に銀行から十万円返還を受けましたから差引の損失は六万円になります。

そこで結局これを全部清算いたしました、当初不渡金額は百万円でありましたが、その後支払がありましたので最終的な不渡金額はこの場合三十万円

になります。つまり不渡金額百万円から二十万円、五十万円の二つの支払を控除いたしますと、純損失は三十万円、振出人が六万円負担するような結果になります。つまり手形の不渡額の四分の三を政府、四分の一を振出人がという結果になるのであります。これで計算が全部合うわけであり、それから次に振出人に責のある場合はどうかということであり、この場合には前の例と同じであります、ただ異なるのは遡求による回収額が振出人無資の場合には支払を受けた差額だけしか行使できませんが、この場合には全額行使できますので、これは五条の十の規定であります。従つて本例では未回収額八十万円の全額を遡求して回収いたします。この八十万円にその八十分の六十四をかけた十六万円を銀行が取得する、さうして十六万円を遡求する、さういふ結果になります。その結果最後に清算をいたしますと、手形の名宛人の不払額は八十万円であり、政府は、一旦六十四万円の保険金を払つて後に全額の返還を受けましたから差引保険金の支払は零となります。次に銀行は保険金六十四万円をもち、それから遡求をして回収した金額のうち政府に納入した差額の十六万円を取得いたしますので、この銀行の損失も零になります。振出人は有責でありますので、遡求を受けて八十万円の損失になる、大体さういふ方式をこの条文中規定いたしております。

と認めて御異議ございませんか。  
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。  
それではこれから討論に入ります。御意見のございますかまたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。  
○原案賛成と呼ぶ者あり  
○委員長(中川以良君) 格別御発言もございませんので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。  
○異議なしと呼ぶ者あり  
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。  
それではこれより採決に入ります。輸出信用保険法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。  
なお本会議における委員長の口頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
○委員長(中川以良君) なお本案を可とされたかたの御署名を慣例によつて順次お願いいたします。  
多数意見者署名  
松本 昇 西田 隆男  
小林 英三 海野 三朗  
西川 隆平治 藤田 進  
酒井 利雄 山口 重彦  
岸 良一 白川 一雄  
豊田 雅幸 黒川 武雄

石原幹市郎 武藤 常介  
○委員長(中川以良君) それからちよつとお諮りをいたしますが、先ほど金曜日今の労働問題の審議をいたしたと申しておきましたが、実は金曜日の定例日には独禁法に関する公職会が決定をいたしております。これは経済安定委員会の主宰でございますが、先日連合委員会を開いておりましたので、当委員会といたしましてもこれに是非とも出席をしなければならんと考えております。よつて今の労働問題は十八日の土曜日の午前十時よりいたしましたどうかと存じますが、如何でございますか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。さうして招致をいたしますのは労働大臣、労政局長、通産大臣、公益事業局長、鉱山保安局長、石炭局長に出席を求めるといたしますが、御異議ございませんか。  
○委員長(中川以良君) それではさうなことに決定をいたします。本日はこれにて散会をいたします。午前十一時三十八分散会  
七月十四日日本委員会に左の事件を付託された  
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十九日)  
一、輸出信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月一日)  
七月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、中小企業等協同組合法の一部を改

正する法律案(衆)  
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案  
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律  
中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第七十六条第二項中第四号を次のように改め、第五号を削り、第六号を第五号とする。  
四 組合員以外の者の預金の受入  
又は定期積金の受入  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
正する法律案(衆)

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局